



市制施行50周年を記念し、本市の名誉市民である宮崎駿氏(スタジオジブリ)に描いていただいた市のイメージキャラクターです。



ホームページ <http://www.city.koganei.lg.jp/>
モバイル(携帯電話)版 <http://www.city.koganei.lg.jp/m/index.html>

毎月1・15日発行

お納 知期 ら限 せの 8月31日(水)	市民税・都民税……………第2期分	◆お知らせ	◆福祉のひろば	◆健康ガイド	◆催し
	国民健康保険税……………第2期分 後期高齢者医療保険料……………第2期分 納付書裏面に記載の場所で納付してください。 便利な口座振替をご利用ください。		公民館企画実行委員追加募集、東小金井事業創造センター指定管理者募集、児童扶養手当第2子以降の加算額が変更 ほか…2～5、8・9面	高齢者いきいき活動講座、各種手当等を受けている方へ現況届提出を忘れずに ほか…5～7面	大気汚染医療費助成制度、医療券の更新を忘れずに、乳がん検診、子宮がん検診 ほか …7面

10月から介護予防・日常生活支援総合事業が始まります

今後ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者が増加していくことが予想されます。このような状況の中、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、地域全体で高齢者を支え、高齢者自身も自らの能力を生かして要介護状態とならないために予防することが大切です。そのための仕組みとして、介護保険制度に多様な担い手によ

る多様なサービスを展開し、社会参加の視点を取り入れた介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」)が創設されました。市では、この総合事業を10月から開始します。
問合先 介護福祉課包括支援係 (☎042-387-9845)

総合事業のサービス

【介護予防訪問介護と介護予防通所介護が総合事業に移行】

現在の予防給付(要支援の方に対するサービス)のうち介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)と介護予防通所介護(デイサービス)を総合事業に移行し、市の事業として、多様な形で実施します。

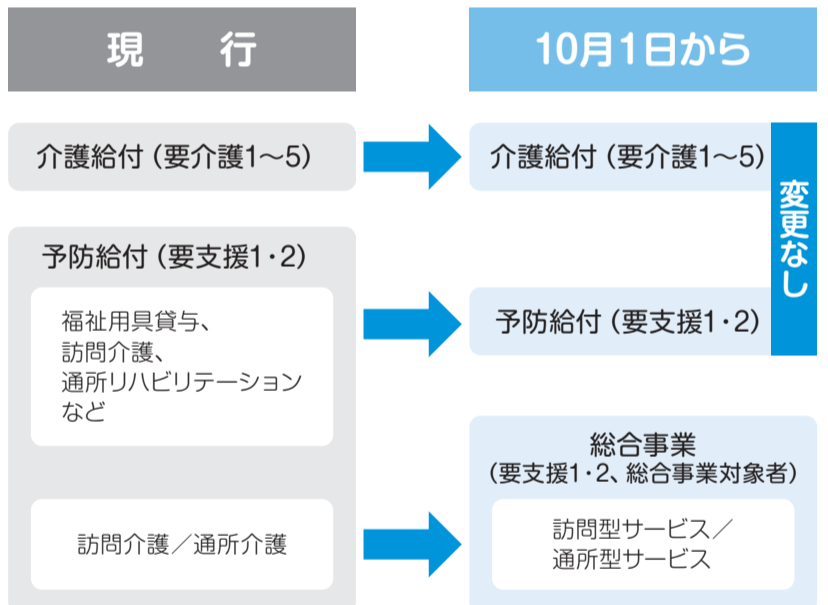
これにより総合事業のサービスのみ利用する場合は、これまでの要介護(要支援)認定の更新申請や訪問調査、主治医意見書のための受診が不要になります。また、多様なサービスを設定することで利用者の選択肢が増え、より早期の予防を行うことができます。

※▷介護予防訪問介護、介護予防通所介護以外の予防給付サービス(介護予防福祉用具貸与など)は、今までどおりです。▷サービスの利用については、地域包括支援センターや担当のケアマネジャーがご本人と相談して決めます。

【総合事業を利用できる方】

要支援1・2の方、または基本チェックリスト(生活状況などについての簡易な質問)により総合事業対象者に該当した65歳以上の方。

※現在、要支援1・2の方で介護予防訪問介護、介護予防通所介護を利用している方は、10月以降、要介護(要支援)認定の更新の際に利用サービスが総合事業に移行します。



元気な高齢者向け

【その他介護予防事業やボランティア活動】

65歳以上の方が参加できる健康づくり・介護予防事業があります。ボランティア活動などの身近な地域の活動に参加したり、「小金井市デイサービス認定サブスタッフ」(右図)として、地域の高齢者を支える活動に参加することもできます。

